

長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）
要綱

教育委員会事務局学校教育課

事 項	説 明								
1 改正の理由	長野市活力ある学校づくり検討委員会を廃止すること及び長野市立長野中学校・長野高等学校改革検討委員会を新たに設置することに伴い、改正するもの								
2 改正の内容	<p>(1) 教育委員会の附属機関から長野市活力ある学校づくり検討委員会を除く。</p> <p>(2) 教育委員会の附属機関に次に掲げる委員会を加える。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 35%;">担任する事務</th> <th style="width: 15%;">委員の定数</th> <th style="width: 25%;">委員の任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野市立長野中学校・長野高等学校改革検討委員会</td> <td>教育委員会の諮問に応じ、長野市立長野中学校・長野高等学校における時代の変化に対応した魅力ある学校づくりに関する事項について調査及び審議すること。</td> <td>10人以内</td> <td>1年</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(以上別表関係)</p>	名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期	長野市立長野中学校・長野高等学校改革検討委員会	教育委員会の諮問に応じ、長野市立長野中学校・長野高等学校における時代の変化に対応した魅力ある学校づくりに関する事項について調査及び審議すること。	10人以内	1年
名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期						
長野市立長野中学校・長野高等学校改革検討委員会	教育委員会の諮問に応じ、長野市立長野中学校・長野高等学校における時代の変化に対応した魅力ある学校づくりに関する事項について調査及び審議すること。	10人以内	1年						
3 施行期日	令和8年4月1日から施行する。								
4 審議状況	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 法規審査委員会の決定</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">2月</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">3日</td> </tr> <tr> <td>(2) 庁議の決定</td> <td style="text-align: center;">2月</td> <td style="text-align: center;">9日</td> </tr> </table>	(1) 法規審査委員会の決定	2月	3日	(2) 庁議の決定	2月	9日		
(1) 法規審査委員会の決定	2月	3日							
(2) 庁議の決定	2月	9日							

長野市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例（案）要綱

こども未来部こども政策課
こども未来部保育・幼稚園課
教育委員会事務局保健給食課

事 項	説 明																						
1 改正の理由	長野市子どもオンブズパーソンに係る報酬額を定めること並びに保育所医師及び学校医の報酬額を見直すことに伴い、改正するもの																						
2 改正の内容	<p>(1) 長野市子どもオンブズパーソンに係る報酬額を月額 192,000円とするものと定める。</p> <p>(2) 保育所における健康診断等について、内科医及び歯科医が受ける報酬額を次のとおり改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">1 園につき年額</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員90人までの保育所</td> <td>70,200円</td> <td>98,400円</td> </tr> <tr> <td>定員90人を超え 150人までの保育所</td> <td>82,000円</td> <td>115,000円</td> </tr> <tr> <td>定員 150人を超える保育所</td> <td>85,500円</td> <td>119,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 学校における健康診断等について、内科医、歯科医、耳鼻咽喉科医及び眼科医（(4)の耳鼻咽喉科医及び眼科医を除く。）が受ける報酬額を次のとおり改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 108,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,500円を加算した額とする。</td> <td>担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 148,500円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,500円を加算した額とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 戸隠地区、鬼無里地区、信州新町地区及び中条地区内の学校における健康診断等について、当該地区の医師会以外の医師会に所属する耳鼻咽喉科医及び眼科医が担任する場合に当該耳鼻咽喉科医及び眼科医が受ける報酬額を次のとおり改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 161,000円とし、担任児童生徒数50人を超</td> <td>担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 201,500円とし、担任児童生徒数50人を超</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1 園につき年額		改正前	改正後	定員90人までの保育所	70,200円	98,400円	定員90人を超え 150人までの保育所	82,000円	115,000円	定員 150人を超える保育所	85,500円	119,900円	改正前	改正後	担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 108,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,500円を加算した額とする。	担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 148,500円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,500円を加算した額とする。	改正前	改正後	担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 161,000円とし、担任児童生徒数50人を超	担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 201,500円とし、担任児童生徒数50人を超
区分	1 園につき年額																						
	改正前	改正後																					
定員90人までの保育所	70,200円	98,400円																					
定員90人を超え 150人までの保育所	82,000円	115,000円																					
定員 150人を超える保育所	85,500円	119,900円																					
改正前	改正後																						
担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 108,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,500円を加算した額とする。	担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 148,500円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,500円を加算した額とする。																						
改正前	改正後																						
担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 161,000円とし、担任児童生徒数50人を超	担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 201,500円とし、担任児童生徒数50人を超																						

	<table border="1"> <tr> <td>える場合は、50人までを加えるごとに 8,500円を加算した額とする。</td> <td>える場合は、50人までを加えるごとに 8,500円を加算した額とする。</td> </tr> </table> <p>(以上別表第4関係)</p>	える場合は、50人までを加えるごとに 8,500円を加算した額とする。	える場合は、50人までを加えるごとに 8,500円を加算した額とする。		
える場合は、50人までを加えるごとに 8,500円を加算した額とする。	える場合は、50人までを加えるごとに 8,500円を加算した額とする。				
3 施行期日	令和8年4月1日から施行する。ただし、(1)については、長野市子どもの権利条例附則ただし書に規定する日から施行する。				
4 審議状況	<table> <tr> <td>(1) 法規審査委員会の決定</td> <td>2月 3日</td> </tr> <tr> <td>(2) 庁議の決定</td> <td>2月 9日</td> </tr> </table>	(1) 法規審査委員会の決定	2月 3日	(2) 庁議の決定	2月 9日
(1) 法規審査委員会の決定	2月 3日				
(2) 庁議の決定	2月 9日				

長野市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

総務部職員課

事 項	説 明
1 改正の理由	定年延長後に退職する職員に係る退職手当の算定方法の特例を定めることに伴い、改正するもの
2 改正の内容	(1) 定年延長による給料月額7割措置の適用を受ける職員であつて、降格等による給料月額の減額をされたことがあるものに係る退職手当の額が、60歳で退職した場合における当該職員に係る退職手当の額を下回る場合の特例措置について定める（附則第19項、附則第20項、附則第21項関係）。 (2) その他条文を整備する。
3 施行期日等	公布の日から施行する。
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 2月 3日 (2) 庁 議 の 決 定 2月 9日

長野市市税条例の一部を改正する条例（案）要綱

財政部市民税課
財政部資産税課

事 項	説 明				
1 改正の理由	地方税法の一部改正に伴い、改正するもの				
2 改正の内容	<p>主な内容は、次のとおり 個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の一部を次のように改める（第23条関係）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭のうち、市民の福祉の増進に寄与するものとして、市長が指定したもの</td> <td>公益信託に係る信託事務に関連する寄附金のうち、市民の福祉の増進に寄与するものとして、市長が指定したもの</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭のうち、市民の福祉の増進に寄与するものとして、市長が指定したもの	公益信託に係る信託事務に関連する寄附金のうち、市民の福祉の増進に寄与するものとして、市長が指定したもの
改正前	改正後				
特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭のうち、市民の福祉の増進に寄与するものとして、市長が指定したもの	公益信託に係る信託事務に関連する寄附金のうち、市民の福祉の増進に寄与するものとして、市長が指定したもの				
3 施行期日等	令和9年1月1日から施行する。				
4 審議状況	<table> <tbody> <tr> <td>(1) 法規審査委員会の決定</td> <td>2月 3日</td> </tr> <tr> <td>(2) 庁 議 の 決 定</td> <td>2月 9日</td> </tr> </tbody> </table>	(1) 法規審査委員会の決定	2月 3日	(2) 庁 議 の 決 定	2月 9日
(1) 法規審査委員会の決定	2月 3日				
(2) 庁 議 の 決 定	2月 9日				

長野市手数料条例の一部を改正する条例（案）要綱

保健福祉部長 野市保健所食品生活衛生課
 建設部 住宅課
 建設部 建築指導課

事 項	説 明
1 改正の理由	温泉法等に係る事務の手数料の金額を見直すこと等に伴い、改正するもの
2 改正の内容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) 保健福祉部長野市保健所食品生活衛生課関係の審査事務に係る手数料の一部を別紙の1から別紙の9までのように改める（別表第1関係）。</p> <p>(2) サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等の申請に対する審査事務に係る手数料の一部を別紙の10のように改める。</p> <p>(3) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴う所要の条文整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">（以上別表第2関係）</p> <p>(4) 長野市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正（附則第4項関係）</p>
3 施行期日等	(2) 及び(3) については令和8年4月1日から、(1) 及び(4) については同年7月1日から施行する。
4 審議状況	<p>(1) 法規審査委員会の決定 2月 3日</p> <p>(2) 庁 議 の 決 定 2月 9日</p>

別紙

1 温泉法の規定による審査事務に係る手数料

区分	金額（1件につき）	
	改正前	改正後
温泉の採取の許可の申請に対する審査	35,000円	37,000円
温泉の採取の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	7,800円	8,200円
可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に対する審査	7,800円	8,200円
温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	24,000円	25,000円

2 クリーニング業法の規定による審査事務に係る手数料

区分	金額（1件につき）	
	改正前	改正後
クリーニング所の検査	17,000円	18,000円

3 興行場法の規定による審査事務に係る手数料

区分	金額（1件につき）		
	改正前	改正後	
興行場の営業の許可の申請に対する審査	営業期間が1月を超えるもの	23,000円	24,000円
	営業期間が1月以内のもの	8,100円	8,700円

4 公衆浴場法の規定による審査事務に係る手数料

区分	金額（1件につき）	
	改正前	改正後
浴場業の許可の申請に対する審査	23,000円	24,000円

5 食品衛生法及び食品衛生法施行令の規定による営業の許可の申請に対する審査事務に係る手数料

区分			金額（1件につき）	
			改正前	改正後
(1) 飲食店営業	ア 露店営業	新規	5,800円	6,200円
		更新	4,600円	4,900円
	イ ア以外のもの	新規	17,000円	18,000円
		更新	13,000円	14,000円
(2) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業、食肉販売業、魚介類販売業又は集乳業	新規	10,000円	11,000円	
	更新	8,600円	9,100円	

(3) 魚介類競り売り営業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、食肉処理業、食品の放射線照射業、乳製品製造業、清涼飲料水製造業、食肉製品製造業、水産製品製造業、冰雪製造業、液卵製造業、食用油脂製造業、そうざい製造業、冷凍食品製造業、密封包装食品製造業又は添加物製造業	新規	22,000円	23,000円
	更新	18,000円	19,000円
(4) 菓子製造業、アイスクリーム類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、漬物製造業又は食品の小分け業	新規	15,000円	16,000円
	更新	12,000円	13,000円
(5) みそ又はしょうゆ製造業又は酒類製造業	新規	17,000円	18,000円
	更新	13,000円	14,000円
(6) 複合型そうざい製造業又は複合型冷凍食品製造業	新規	30,000円	31,000円
	更新	25,000円	26,000円

6 美容師法の規定による審査事務に係る手数料

区分	金額（1件につき）	
	改正前	改正後
美容所の検査	17,000円	18,000円

7 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による審査事務に係る手数料

区分	金額（1件につき）	
	改正前	改正後
薬局製造販売医薬品に係る製造販売業の許可の申請に対する審査	8,000円	8,700円
薬局製造販売医薬品に係る製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	5,900円	6,500円
薬局製造販売医薬品に係る製造業の許可の申請に対する審査	11,200円	12,100円
薬局製造販売医薬品に係る製造業の許可の更新の申請に対する審査	5,900円	6,500円

8 理容師法の規定による審査事務に係る手数料

区分	金額（1件につき）	
	改正前	改正後
理容所の検査	17,000円	18,000円

9 旅館業法の規定による審査事務に係る手数料

区分	金額（1件につき）	
	改正前	改正後
旅館業の許可の申請に対する審査	23,000円	24,000円
旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	7,700円	8,100円

10 高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定によるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録等の申請に対する審査事務に係る手数料

区分			金額（1件につき）	
			改正前	改正後
(1) 入居契約が賃貸借契約である場合、かつ、家賃等の前払金を受領しない契約である場合	戸数が10以下のサービス付き高齢者向け住宅	ア 各居住部分の床面積が25平方メートル以上で、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（以下この表において「省令」という。）第9条本文に規定する基準に該当するもの	23,000円	24,000円
		イ ア以外のもの	29,000円	30,000円
	戸数が10を超え20以下のサービス付き高齢者向け住宅	ア 各居住部分の床面積が25平方メートル以上で、省令第9条本文に規定する基準に該当するもの	27,000円	28,000円
		イ ア以外のもの	34,000円	35,000円
	戸数が20を超え30以下のサービス付き高齢者向け住宅	ア 各居住部分の床面積が25平方メートル以上で、省令第9条本文に規定する基準に該当するもの	31,000円	32,000円
		イ ア以外のもの	39,000円	40,000円
	戸数が30を超え40以下のサービス付き高齢者向け住宅	ア 各居住部分の床面積が25平方メートル以上で、省令第9条本文に規定する基準に該当するもの	35,000円	37,000円
		イ ア以外のもの	43,000円	45,000円
	戸数が40を超え50以下のサービス付き高齢者向け住宅	ア 各居住部分の床面積が25平方メートル以上で、省令第9条本文に規定する基準に該当するもの	39,000円	41,000円

向け住宅	イ ア以外のもの	48,000円	50,000円
戸数が50を超え70以下のサービス付き高齢者向け住宅	ア 各居住部分の床面積が25平方メートル以上で、省令第9条本文に規定する基準に該当するもの	47,000円	49,000円
向け住宅	イ ア以外のもの	56,000円	59,000円
戸数が70を超え100以下のサービス付き高齢者向け住宅	ア 各居住部分の床面積が25平方メートル以上で、省令第9条本文に規定する基準に該当するもの	59,000円	62,000円
向け住宅	イ ア以外のもの	70,000円	73,000円
戸数が100を超えるサービス付き高齢者向け住宅	ア 各居住部分の床面積が25平方メートル以上で、省令第9条本文に規定する基準に該当するもの	71,000円	74,000円
向け住宅	イ ア以外のもの	83,000円	86,000円

長野市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例（案）要綱

こども未来部保育・幼稚園課

事 項	説 明
1 改正の理由	乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を条例で定めるに当たり従うべきこと等とされる内閣府令で定める基準の一部が改正されるため、この条例で定める基準についても同様に見直すことに伴い、改正するもの
2 改正の内容	主な内容は、次のとおり 交通条件及び自然的条件等に恵まれない山間地、離島その他の地域において保育を実施している事業者が、当該保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、一般型乳児等通園支援事業所に係る設備及び職員の基準は適用しないものと定める（第22条の2関係）。
3 施行期日	令和8年4月1日から施行する。
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 2月 3日 (2) 庁 議 の 決 定 2月 9日

長野市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例（案）要綱

こども未来部保育・幼稚園課

事 項	説 明
1 制定の理由	子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について定めることに伴い、制定するもの
2 条例（案）の 内 容	<p>(1) 特定乳児等通園支援事業の一般原則を次のとおり定める（第2条関係）。</p> <p>ア 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。</p> <p>イ 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。</p> <p>ウ 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>エ 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(2) 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準について定める（第3条―第33条関係）。</p>
3 施行期日	令和8年4月1日から施行する。
4 審議状況	<p>(1) 法規審査委員会の決定 2月 3日</p> <p>(2) 庁 議 の 決 定 2月 9日</p>

長野市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

こども未来部保育・幼稚園課

事 項	説 明
1 改正の理由	子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、改正するもの
2 改正の内容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) 市長は、保育所において、保育所の休日以外の日に児童福祉法に規定する乳児等通園支援事業を行うことができるものと定める（第7条関係）。</p> <p>(2) 保育所における乳児等通園支援事業を利用する乳幼児に係る支給認定保護者は、規則で定める額を保育料として納付しなければならないものと定める（第13条関係）。</p>
3 施行期日	令和8年4月1日から施行する。
4 審議状況	<p>(1) 法規審査委員会の決定 2月 3日</p> <p>(2) 庁 議 の 決 定 2月 9日</p>

長野市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例（案）要綱

保健福祉部福祉政策課

事 項	説 明
1 改正の理由	福祉医療費給付金（以下「給付金」という。）を支給する範囲を拡大することに伴い、改正するもの
2 改正の内容	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち障害等級が2級以上に該当するものに対して行う給付金の支給について、入院に係る療養の給付等を加える（第6条関係）。
3 施行期日等	令和8年8月1日から施行する。
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 2月 3日 (2) 庁 議 の 決 定 2月 9日

長野市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）要綱

保健福祉部国保・高齢者医療課

事 項	説 明				
1 改正の理由	国民健康保険法施行令の一部改正により、保険料の賦課額に子ども・子育て支援納付金賦課額が加えられたこと等に伴い、改正するもの				
2 改正の内容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) 保険料の賦課額を次のように改める（第12条の2関係）。</p> <table border="1" data-bbox="539 779 1342 987"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 779 938 819">改正前</th> <th data-bbox="941 779 1342 819">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 824 938 987">基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の合算額</td> <td data-bbox="941 824 1342 987">基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の合算額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 基礎賦課限度額を66万円から67万円に改める（第16条の5関係）。</p> <p>(3) 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率を次のように定める（第16条の14関係）。</p> <p>ア 所得割 1,000分の3</p> <p>イ 被保険者均等割 1人につき 1,330円</p> <p>ウ 18歳以上被保険者均等割 1人につき 110円</p> <p>エ 世帯別平等割 (ア) から(ウ) までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ(ア) から(ウ) までに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき 1,200円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯につき 600円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯につき 900円</p> <p>(4) 子ども・子育て支援納付金賦課限度額を3万円とするものと定める（第16条の15関係）。</p> <p>(5) 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者については、子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割を徴収しないものと定める（第22条の5関係）。</p>	改正前	改正後	基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の合算額	基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の合算額
改正前	改正後				
基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の合算額	基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の合算額				
3 施行期日等	令和8年4月1日から施行する。				
4 審議状況	<p>(1) 法規審査委員会の決定 2月 3日</p> <p>(2) 庁 議 の 決 定 2月 9日</p>				

長野市中部勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する
 条例（案）要綱

経済産業振興部商工労働課

事 項	説 明
1 廃止の理由	長野市中部勤労青少年ホームを廃止することに伴い、廃止するもの
2 施行期日	令和8年4月1日から施行する。
3 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 2月 3日 (2) 庁 議 の 決 定 2月 9日

長野市宿泊税交付金基金条例（案）要綱

観光文化部観光振興課

事 項	説 明
1 制定の理由	観光振興を図る事業に要する費用の財源に充てるため、長野市宿泊税交付金基金（以下「基金」という。）を設置することに伴い、制定するもの
2 条例（案）の 内 容	<p>(1) 基金として積み立てる額は、宿泊税市町村交付金（長野県宿泊税基金を財源として本市に交付される交付金をいう。）の額の範囲内で予算に定める額とするものと定める（第2条関係）。</p> <p>(2) 基金の管理について定める（第3条関係）。</p> <p>(3) 運用益金の処理について定める（第4条関係）。</p> <p>(4) 基金の処分について定める（第5条関係）。</p> <p>(5) 繰替運用について定める（第6条関係）。</p>
3 施行 期 日	公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
4 審 議 状 況	<p>(1) 法規審査委員会の決定 2月 3日</p> <p>(2) 庁 議 の 決 定 2月 9日</p>

長野市国民宿舎松代荘の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する
条例（案）要綱

観光文化部観光振興課
観光文化部観光振興課北部産業振興事務所
観光文化部観光振興課西部産業振興事務所

事 項	説 明
1 改正の理由	長野県宿泊税の徴収が開始されることに伴い、改正するもの
2 改正の内容	次に掲げる条例で定める利用料金（宿泊を伴うものに限る。）には、宿泊税を含まないものと定める（第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条関係）。 (1) 長野市国民宿舎松代荘の設置及び管理に関する条例 (2) 長野市飯綱高原観光施設の設置及び管理に関する条例 (3) 長野市戸隠観光施設の管理に関する条例 (4) 長野市鬼無里地域資源活用総合交流促進施設鬼無里の湯の設置及び管理に関する条例 (5) 長野市大岡観光施設の設置及び管理に関する条例 (6) 長野市不動温泉保養センターさざり荘の設置及び管理に関する条例 (7) 長野市中条地域振興施設やきもち家の設置及び管理に関する条例
3 施行期日等	令和8年6月1日から施行する。
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 2月 3日 (2) 庁 議 の 決 定 2月 9日

長野市農業研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
 条例（案）要綱

農林部農業政策課

事 項	説 明						
1 改正の理由	長野市農業研修センターにおける受講者の選考方法を見直すことに伴い、改正するもの						
2 改正の内容	長野市農業研修センターが設ける研修課程に係る受講許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）の数が当該研修課程ごとの定員を超える場合における受講者の選考方法を次のとおり改める（第6条関係）。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="502 857 916 902">改正前</th> <th data-bbox="916 857 1335 902">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="502 902 916 1003">申請者の適性を勘案して行う方法</td> <td data-bbox="916 902 1335 1003">申請者に係る研修課程の受講状況等を勘案して行う方法</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	申請者の適性を勘案して行う方法	申請者に係る研修課程の受講状況等を勘案して行う方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="922 857 1335 902">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="922 902 1335 1003">申請者に係る研修課程の受講状況等を勘案して行う方法</td> </tr> </tbody> </table>	改正後
改正前	改正後						
申請者の適性を勘案して行う方法	申請者に係る研修課程の受講状況等を勘案して行う方法						
改正後							
申請者に係る研修課程の受講状況等を勘案して行う方法							
3 施行期日	公布の日から施行する。						
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 (2) 庁 議 の 決 定	2月 3日 2月 9日					

長野市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例及び長野市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

建設部住宅課

事 項	説 明																																				
1 改正の理由	一定期間入居者のいない長野市特定公共賃貸住宅の供用を廃止し、長野市定住促進住宅に転用することに伴い、改正するもの																																				
2 改正の内容	<p>(1) 長野市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正（第1条関係） 長野市定住促進住宅に次の住宅を加える。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>構造</th> <th>戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川口7住宅</td> <td>長野市大岡甲4506番地</td> <td>木造2階建</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>川口9住宅</td> <td>長野市大岡甲4507番地</td> <td>木造2階建</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>川口10住宅</td> <td>長野市大岡甲4533番地2</td> <td>木造2階建</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>川口11住宅</td> <td>長野市大岡甲4531番地</td> <td>木造2階建</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>川口12住宅</td> <td>長野市大岡甲4512番地1</td> <td>木造2階建</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>川口13住宅</td> <td>長野市大岡甲4511番地2</td> <td>木造2階建</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>川口14住宅</td> <td>長野市大岡甲4512番地1</td> <td>木造2階建</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>川口15住宅</td> <td>長野市大岡甲4510番地1</td> <td>木造2階建</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 長野市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正（第2条関係） 長野市特定公共賃貸住宅のうち、川口団地に係る住宅の戸数を11戸から3戸に改める。</p>	名称	位置	構造	戸数	川口7住宅	長野市大岡甲4506番地	木造2階建	1	川口9住宅	長野市大岡甲4507番地	木造2階建	1	川口10住宅	長野市大岡甲4533番地2	木造2階建	1	川口11住宅	長野市大岡甲4531番地	木造2階建	1	川口12住宅	長野市大岡甲4512番地1	木造2階建	1	川口13住宅	長野市大岡甲4511番地2	木造2階建	1	川口14住宅	長野市大岡甲4512番地1	木造2階建	1	川口15住宅	長野市大岡甲4510番地1	木造2階建	1
名称	位置	構造	戸数																																		
川口7住宅	長野市大岡甲4506番地	木造2階建	1																																		
川口9住宅	長野市大岡甲4507番地	木造2階建	1																																		
川口10住宅	長野市大岡甲4533番地2	木造2階建	1																																		
川口11住宅	長野市大岡甲4531番地	木造2階建	1																																		
川口12住宅	長野市大岡甲4512番地1	木造2階建	1																																		
川口13住宅	長野市大岡甲4511番地2	木造2階建	1																																		
川口14住宅	長野市大岡甲4512番地1	木造2階建	1																																		
川口15住宅	長野市大岡甲4510番地1	木造2階建	1																																		
3 施行期日	令和8年4月1日から施行する。																																				
4 審議状況	<p>(1) 法規審査委員会の決定 2月 3日</p> <p>(2) 庁 議 の 決 定 2月 9日</p>																																				

長野市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する
条例（案）要綱

建設部建築指導課

事 項	説 明
1 改正の理由	駐車場法施行令の一部改正等に伴い、改正するもの
2 改正の内容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) 都市計画法に規定する商業地域等において、2,000平方メートルかつ50戸以上の共同住宅を新築しようとする者は、当該共同住宅の戸数を100戸で除して得た数値の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を附置しなければならないものと定める（第3条の2関係）。</p> <p>(2) 戸数が400戸を超える共同住宅に係る(1)の基準の特例について定める（第3条の4関係）。</p> <p>(3) 駐車区画の規模に係る特例について定める（第6条関係）。</p>
3 施行期日等	令和8年4月1日から施行する。
4 審議状況	<p>(1) 法規審査委員会の決定 2月 3日</p> <p>(2) 庁 議 の 決 定 2月 9日</p>

長野市立学校職員等の旅費に関する条例（案）要綱

教育委員会事務局学校教育課

事 項	説 明				
1 改正の理由	<p>公務のために旅行する長野市立学校の学校職員（以下「学校職員」という。）等に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的として、長野市立学校職員等の旅費に関する条例の全部を改正するもの</p>				
2 条例（案）の 内 容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) 学校職員が出張し、又は赴任した場合には、当該学校職員に対し旅費を支給するものと定める。</p> <p>(2) 学校職員以外の者が、長野市教育委員会の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給するものと定める。</p> <p style="text-align: right;">（以上第3条関係）</p> <p>(3) 旅行命令及び旅行依頼について定める（第4条関係）。</p> <p>(4) 旅費の計算方法について定める（第5条関係）。</p> <p>(5) 旅費の請求手続について定める（第6条関係）。</p> <p>(6) 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊料、包括宿泊費、食卓料、旅行雑費、移転料、着後手当、移転雑費及び家族移転料（以下「鉄道賃等」という。）とするものと定める（第7条関係）。</p> <p>(7) 鉄道賃等の支給額について定める（第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条関係）。</p> <p>(8) 外国旅行の旅費について定める（第20条関係）。</p> <p>(9) 旅費の支給額の上限について定める（第21条関係）。</p> <p>(10) 旅費の調整について定める（第22条関係）。</p> <p>(11) 旅費の返納について定める（第24条関係）。</p> <p>(12) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正（附則第6項関係）</p>				
3 施行期日等	令和8年4月1日から施行する。				
4 審 議 状 況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 法規審査委員会の決定</td> <td style="text-align: right;">2月 3日</td> </tr> <tr> <td>(2) 庁 議 の 決 定</td> <td style="text-align: right;">2月 9日</td> </tr> </table>	(1) 法規審査委員会の決定	2月 3日	(2) 庁 議 の 決 定	2月 9日
(1) 法規審査委員会の決定	2月 3日				
(2) 庁 議 の 決 定	2月 9日				

長野市公共下水道条例の一部を改正する条例（案）要綱

上下水道局営業課

事 項	説 明
1 改正の理由	公益財団法人長野県下水道公社の名称変更に伴い、改正するもの
2 改正の内容	この条例の規定中「公益財団法人長野県下水道公社」を「公益財団法人長野県上下水道公社」に改める（第8条の2関係）。
3 施行期日	令和8年4月1日から施行する。
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 2月 3日 (2) 庁 議 の 決 定 2月 9日

長野市消防団員の定員及び任用等に関する条例の一部を改正する条例（案）
要綱

消防局警防課

事 項	説 明
1 改正の理由	長野市消防団員の定員のうち、機能別団員の定員を見直すことに伴い、改正するもの
2 改正の内容	機能別団員の定員を 150人から 250人に改める（第3条関係）。
3 施行期日	令和8年4月1日から施行する。
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 2月 3日 (2) 庁 議 の 決 定 2月 9日

長野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）要綱

消防局警防課

事 項	説 明																																				
1 改正の理由	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、改正するもの																																				
2 改正の内容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) 消防作業従事者等に係る損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額を 9,700円から 1 万円に改める。</p> <p>(2) 非常勤消防団員、非常勤水防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）に係る補償基礎額のうち、扶養親族である配偶者に係る加算額を除く。</p> <p>(3) 非常勤消防団員等に係る補償基礎額のうち、扶養親族である 22歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある子に係る加算額を 383円から 433円に改める。</p> <p style="text-align: right;">（以上第 5 条関係）</p> <p>(4) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係る損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額を次のように改める（別表関係）。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">勤務年数</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">団長及び副団長</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>10年未満</td> <td style="text-align: center;">12,900</td> <td style="text-align: center;">13,340</td> </tr> <tr> <td>10年以上20年未満</td> <td style="text-align: center;">13,700</td> <td style="text-align: center;">14,170</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">分団長及び副分団長</td> <td>10年未満</td> <td style="text-align: center;">11,300</td> <td style="text-align: center;">11,670</td> </tr> <tr> <td>10年以上20年未満</td> <td style="text-align: center;">12,100</td> <td style="text-align: center;">12,500</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td style="text-align: center;">12,900</td> <td style="text-align: center;">13,340</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">部長、班長及び団員</td> <td>10年未満</td> <td style="text-align: center;">9,700</td> <td style="text-align: center;">10,000</td> </tr> <tr> <td>10年以上20年未満</td> <td style="text-align: center;">10,500</td> <td style="text-align: center;">10,840</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td style="text-align: center;">11,300</td> <td style="text-align: center;">11,670</td> </tr> </tbody> </table>	区分	勤務年数	金額		改正前	改正後	団長及び副団長		円	円	10年未満	12,900	13,340	10年以上20年未満	13,700	14,170	分団長及び副分団長	10年未満	11,300	11,670	10年以上20年未満	12,100	12,500	20年以上	12,900	13,340	部長、班長及び団員	10年未満	9,700	10,000	10年以上20年未満	10,500	10,840	20年以上	11,300	11,670
区分	勤務年数			金額																																	
		改正前	改正後																																		
団長及び副団長		円	円																																		
	10年未満	12,900	13,340																																		
	10年以上20年未満	13,700	14,170																																		
分団長及び副分団長	10年未満	11,300	11,670																																		
	10年以上20年未満	12,100	12,500																																		
	20年以上	12,900	13,340																																		
部長、班長及び団員	10年未満	9,700	10,000																																		
	10年以上20年未満	10,500	10,840																																		
	20年以上	11,300	11,670																																		
3 施行期日等	令和 8 年 4 月 1 日から施行する。																																				
4 審議状況	<p>(1) 法規審査委員会の決定 2月13日</p> <p>(2) 庁議の決定 2月9日</p>																																				

長野市火災予防条例の一部を改正する条例（案）要綱

消防局予防課

事 項	説 明
1 改正の理由	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、改正するもの
2 改正の内容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室等に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。）の位置、構造及び管理の基準について定める（第7条の2関係）。</p> <p>(2) 住宅における火災の予防を推進するため市が実施に努める施策に感震ブレーカーの普及の促進を加える（第29条の7関係）。</p>
3 施行期日	令和8年3月31日から施行する。
4 審議状況	<p>(1) 法規審査委員会の決定 2月 3日</p> <p>(2) 庁 議 の 決 定 2月 9日</p>